

## 白馬コルチナスキー場特殊索道事業運送約款

奥白馬高原開発株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が管理する白馬コルチナスキー場の索道について、以下のとおり「白馬コルチナスキー場特殊索道事業運送約款」を定めます。

（適用範囲）

第1条 当社の経営する特殊索道事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 旅客は、当社の係員が運送の安全確保と秩序維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（運送の引受け）

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送を制限する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶します。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から、当社で対応できない特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が係員の指示に従わないとき。
- (7) 旅客が索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第40条1項に規定する物品を所持するとき。
- (8) 旅客が泥酔した者又は監護者に伴われていない小児等であって、運送上の安全を期し難いと認められるとき。
- (9) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、正当な事由があるとき。

（運送の制限等）

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合又は当社の都合により、全部又は一部の索道の運送を制限又は停止することがあります。

2 当社は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び当該索道の停留場に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（運転開始時刻等）

第6条 運転開始及び終了時刻は、別に定め、営業所等及び当該索道の停留場に掲示します。

2 運転開始及び終了時刻は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、変更されることがあります。

（ICチケット）

第7条 当社のリフト乗車券はICカード（以下「ICチケット」といいます。）となります。

2 ICチケットの所有権は旅客にあり、お持ち帰り頂けます。ただし、優待券等使用時に当社が旅客に貸与したICチケットは除きます。

（ICチケットの所持）

第8条 旅客は、ICチケットを所持しなければ乗車できません。

（ICチケットの発売）

第9条 当社は、ICチケットを出札所（ICチケット売場）等において発売します。

（ICチケットの効力）

第10条 ICチケットは、ICチケット記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。ただし、日数券及び時間券は、当該ICチケットを同一人が専有して使用する場合に限り有効とする。

2 転売、転貸されたICチケット又は旅客その他の者が偽造、変造したICチケット及び汚損はなはだしくICチケットに書込まれたデータ判読困難となったICチケットは無効とします。

（割増運賃等）

第11条 当社は、旅客が次のいずれかに該当する場合には、所定の運賃額及びその2倍の割増運賃の支払いを求めます。

- (1) 乗車時に有効なICチケットを使用しない等で無賃乗車したとき。
- (2) 転売、転貸されたICチケットにより乗車したとき。
- (3) 偽造、変造したICチケットにより乗車したとき。

（ICチケットによる改札など）

第12条 当社は、停留場に設置されたICゲートにおいて、改札を行います。

2 旅客は、当社の係員がICチケットの点検のため、ICチケットの提示を求めたときは、これを拒むことはできません。

（運賃及び適用方法）

第13条 当社が旅客から収受する運賃、料金及びその適用方法は、営業所等又は出札所に掲示した運賃、料金及び備付けの適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第14条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合には、運送途中の旅客に対し、途中降車等の安全措置を講じ、運転再開後に当社の責任により必要な運送継続の措置を行います。

(運賃の払戻し)

第15条 天災その他やむを得ない事由又は当社の責により索道の運転を中止した場合には、別に定める規程により運賃の払戻しを行います。ただし、風、雨、雪、霧等により、運送の安全確保のため一時的に運転を中止したときは、この限りではありません。

(乗車券等の再発行)

第16条 当社は、旅客がICチケットを紛失した場合、ICチケットの再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。

(旅客の遵守すべき事項)

第17条 旅客は、索道の利用にあたって当社が定めて停留場等に掲示した利用上の注意事項に従っていただきます。

- (1) いす(搬器)を揺すらないこと。
- (2) いす(搬器)から飛び降りないこと。
- (3) ストック等手回品で索道施設にさわらないこと。
- (4) セーフティーバーの上げ下ろしの励行。
- (5) その他安全輸送を妨げる行為をしないこと。
- (6) 非常停止して運行再開できないときは、救助方法等について連絡するので、その指示に従うこと。

(旅客に対する責任)

第18条 当社は、当社の索道の運送によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が索道の運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が搬器に乗車中又は乗降中に生じたものに限りません。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、責任を負わないことがあります。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。
- (2) 運送に伴い通常生じる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(手回品等に関する責任)

第19条 当社は、旅客の運送によって生じた、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計、その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、その滅失又はき損について当社又は当社の係員に故意又は過失があったときは、この限りではありません。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第20条 当社は、天災その他当社の責に帰すことのできない事由により運送の安全確保のため一時的に運転中止、その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第21条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、損害の賠償を求めます。

附 則

この運送約款は令和3年12月1日より実施する。